

## 議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

各選挙区において選挙すべき議員の数について公職選挙法の規定により、平成22年の国勢調査の結果による人口に比例して定めること、及び同法の改正により都道府県議会議員の選挙区の単位が郡市の区域から市町村の区域に改められたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

#### (1) 各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

改正後	改正前
平成13年12月21日 島根県条例第66号	平成13年12月21日 島根県条例第66号
第1条 〔略〕	第1条 〔略〕
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)	(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)
第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。	第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人	仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人	邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人	鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人	隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
松江選挙区	松江市の区域	11人	松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人	浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	<u>9人</u>	出雲選挙区	出雲市の区域	<u>8人</u>
益田選挙区	益田市の区域	3人	益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人	大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人	安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人	江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	<u>2人</u>	雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	<u>3人</u>

(2) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

改正後	改正前
<p>平成13年12月21日 島根県条例第66号</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p>	<p>平成13年12月21日 島根県条例第66号</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p>

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項、第2項、第4項及び第8項の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	9人
益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯南町の区域	2人
仁多選挙区	奥出雲町の区域	1人
邑智選挙区	川本町、美郷町及び邑南町の区域	1人
鹿足選挙区	津和野町及び吉賀町の区域	1人
隠岐選挙区	海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の区域	1人

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項、第2項\_\_\_\_  
\_\_\_\_及び第8項の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	9人
益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	2人

### 3 施行期日

2の(1)については公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から、2の(2)については平成27年3月1日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。